

## 解体工事を希望する建設業者の皆様へ

### 平成 31 年度(2019 年度)・2020 年度の佐久市建設工事入札参加資格審査における 「解体工事」の取扱いについて

佐久市では、建設業法の改正に伴い、平成 31 年度(2019 年度)・2020 年度の佐久市建設工事入札参加資格審査申請から「解体工事」を次のとおり取扱います。

#### 「解体工事」の入札参加資格の取扱いについて

##### **【2019 年 6 月 1 日以降】**

- とび・土工・コンクリート工事業で「解体工事」の入札には参加できません。
- 格付けに当たっては、経営事項審査の「解体」の総合評定値を使用します。  
「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」欄は使用しません。

平成 2019 年 6 月 1 日以降に「解体工事」の入札参加を希望する事業者様は、

- ① 解体工事業の建設業許可
- ② 解体の経営事項審査の結果通知

を入札参加資格審査申請の日(平成 31 年 2 月実施)までに取得している必要があります。

##### **【～2019 年 5 月 31 日まで(経過措置期間)】**

以下の要件を全て満たす場合は、建設業法の経過措置に基づき、「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けている者についても「解体工事」の入札参加資格があるものとみなします。

- ① 平成 29・30 年度のとび・土工・コンクリート工事の入札参加資格がある。
- ② 平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて、解体工事業を営んでいた。

##### ※経過措置

平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、2019 年 5 月 31 日までの間は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事業を施工することが可能です。